

令和 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	*	連結申告	一連番号									
納税地	電話() -	連結親法人整理番号							税務署処理欄	連結グループ整理番号								
			法人区分								普通法人	協同組合等又は特定の振込法人	年	月	日			
(フリガナ)連結親法人名	期末現在の資本金の額又は出資金の額						円	非小法人	売上金額	兆	十億	百万						
法人番号	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの								申告年月日	年	月	日						
(フリガナ)代表者	同区分						特定会社	同族会社	非同族会社	通信日付印	確認	府指定局	指導等区分					
代表者住所	旧納稅地及び旧法人名等						年月日						申告区分					
添付書類						貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金分配表、勘定科目内訳明細書、個別帳簿額に記載する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書												

令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (連結中間申告の場合の計算期間)

申告書

申告書

年月日

適用額明細書提出の有無

税理士法第30条の書面提出有無

税理士法第33条の2の書面提出有無

この申告書による法人税額の計算	1	十億	百万	千	円	控除税額の計算	所得税の額	十億	百万	千	円
	2						外國税額				
	3						計				
	4						控除した金額				
	5						控除しきれなかった金額				
	6			0	0		土地譲渡税額				
	7			0	0		同上				
	8			0	0		同				
	9			0	0		所得税額等の還付額				
	10			0	0		連結中間納付額				
分配時調整外國税相当額及び外國関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六の二(二)「17」+別表七(三)「7」)	11						連結欠損金の還付				
仮装経理に基づく过大申告の更正に伴う控除法人税額	12						計				
控除税額(10)-(11)-(12)と(19)のうち少ない金額	13						この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額(60)				
差引連結所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)-(13)	14			0	0		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求額(65)				
連結中間申告分の法人税額	15			0	0		連結欠損金等の当期控除額(別表七の二「3の計」又は「16」)				
差引確定(連結中間申告の場合は)法人税額(その税額とし、マイナスの場合は(26)へ記入)(14)-(15)	16			0	0		翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二「5の合計」)				

この申告書による地方法人税額の計算	33							外					
	34												
	35												
	36												
	37												
	38												
	39												
	40												
	41												
	42												
												銀 行 本店・支店 郵便局名等	
												金庫・組合 出張所 預金	
												農協・漁協 本所・支所	
												ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
												-	
						※ 税務署処理欄							

税理士署名